

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和4年3月24日第20回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹

鮫島安平・中崎和行・花野進・上妻廣美

秋田澄徳・森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・梶原哲朗・増野幸孝・松原浩則

平山信一郎・美原康幸・池山久志・塩浦守男

3. 欠席委員

鎌田正司

欠席推進委員

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

日程 第7 承認第3号 農地法第3条の下限面積（別段面積）について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和4年第20回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、10番鎌田委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告致します。出席委員は、13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、全員出席しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、11番秋田委員、12番森山委員を指名します。

日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、

本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明致します。所有権移転2件、筆数3筆、面積2,901㎡、田1,335㎡、畑1,566㎡。貸借権1件、筆数1筆、面積2,025㎡、田2,025㎡。計、件数3件、筆数4筆、面積4,926㎡、田3,360㎡、畑1,566㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

(議長)順位1について、担当調査委員の9番上妻委員から説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番上妻です。議案第1号順位1について説明を致します。去る3月12日午後1時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-〇〇〇、地目畑、面積〇〇㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地〇3、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡大で、売買金額については、22万円となっています。場所につきましては、広域農道を〇〇集落に入りますと、〇〇〇〇があります。そこを〇〇方面へ〇〇〇mほど行きまして、そこから右に〇〇m行った所でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。

(議長)次に順位2について、担当調査委員の13番永浜委員から説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番永浜です。議案第1号順位2について説明を致します。去る3月6日、譲受人、〇〇〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積〇〇〇㎡。同字、地番〇〇〇〇-3、地目田、面積〇〇〇㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が経営縮小、譲受人が経営拡大で、売買金額については、146,850円となっています。場所につきましては、3ページになります。県道、〇〇・〇〇線の〇〇〇の十字を〇〇に向かいますと、〇〇〇〇があります。その〇の真下から左にかけてとなります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長) ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。

(議長) ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、11番秋田委員の退室をお願いします。

(11番秋田委員退室)

(議長) 次に順位3について、担当調査委員の8番花野委員から説明をお願いします。

(8番委員) はい、8番花野です。議案第1号順位3について説明を致します。去る3月10日午後1時から、借人、〇〇〇さんの父である〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇-1、地目田、面積〇〇〇〇㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地3、〇〇〇さん。申請理由は、貸人が後継者育成の就農支援、借人が新規就農となっております。二人は、親子関係になります。貸借の内容については、無償による貸借期間5年間の使用貸借権の設定です。場所につきましては、4ページをお願いします。県道〇〇号を〇〇から〇〇方面へ向かって、〇〇〇〇から〇〇〇〇を過ぎますと、〇〇〇さんの自宅の手前から左に〇〇への町道があります。そこを〇〇〇mほど行きますと、また左に〇〇〇〇地区の田浦への農道があります。これを〇〇〇mほど行って、さらに〇に折れた突き当たりの圃場でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長) ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。

(11番秋田委員入室)

(議長) これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件と貸借権1件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条申請順位1について説明致します。譲受人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇、譲渡人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地〇〇です。申請地、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇㎡です。転用目的は農家住宅の建築となっております。申請理由は、現在借家住まいで、手狭なため申請地を譲り受け住宅を建築したいというものです。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地外第1種農地、集落接続施設と考えます。棟数、

面積につきましては、居宅〇〇〇〇㎡。倉庫〇〇㎡で合計〇〇〇.〇㎡です。金融機関の融資証明書も添付されており、実現性ありと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)次に、担当調査委員の11番秋田委員から説明をお願いします。

(11番委員)はい。11番秋田です。議案第2号農地法第5条申請順位1の現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般3月14日午前9時30分より、濱脇会長、鳥居委員、美原推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、〇〇集落から〇〇〇集落へ行きますと、〇〇〇〇がございませぬ。その〇を〇方向に進みまして、さらに〇〇〇方向に進みますと〇〇〇〇がございませぬ。ここに隣接する農地がございませぬ。申請人は、現在借家住まいで、手狭なため申請地を譲り受け自己の住宅を建築したいというものです。申請地は、町道に面しており、周辺には申請人の父親所有の農地及び宅地であります。現在、多数の樹木を植林しており、植え替えや伐採を行い、整地を行った後に建築する予定です。資金計画については、金融機関の融資証明書も添付されております。排水計画については、合併浄化槽を設置し、また隣接地へ土砂の流出等ないよう万全を期すという被害防除計画書及び誓約書も添付されております。現地で検討した結果、転用によって被害をおよぼす恐れはないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の6ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。件数13件、筆数23筆、変更面積26,095㎡、契約年数が3年から6年の合意解約であります。詳細につきましては、7ページから24ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。

次に日程第6，承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の25ページをお開きください。承認第2号，農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和4年3月31日を公告日とする利用権設定，所有権移転1件，筆数3筆，貸借権13件，筆数30筆，面積61,858㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については26ページから57ページに添付してあります。なお，貸借権順位4から順位13については，中間管理事業法の集積一括方式によるもので，配分計画を含む貸借になります。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議長) これから所有権移転順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号の所有権移転順位1については，承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の所有権移転順位1については，承認することに決定しました。ここで，農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により，13番永浜委員の退室をお願いします。

(永浜委員退室)

(議長) これから貸借権順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号の貸借権順位1については，承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位1については，承認することに決定しました。

(永浜委員入室)

(議長) これから，貸借権順位2から順位13について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号の貸借権順位2から順位13については，承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位2から順位13については，承認することに決定しました。次に日程第7，承認第3号「農地法第3条の下限面積（別段面積）について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の58ページをお願いします。承認第3号，農地法第3条許可の下限面積について説明を致します。耕作を目的として，農地の権利を取得する場合は，農地法第3条に基づく許可が必要であり，この許可の下限面積は，都府県につき

ましては50 a となっております。しかし、平成21年の改正農地法により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で、別段の面積を定めることが可能となっており、それを毎年検討することとなっております。中種子町におきましては、平成31年4月1日から農地法第3条申請の下限面積は20 a に設定しています。これは、高齢者の離農や人手不足等により、遊休農地や荒廃農地が増大する状況があり、将来を考え何らかの対策が必要ということで、新規就農者が取得しやすい面積にということで、島内1市2町の話し合いで決定したという経緯があります。現時点で、何ら支障を生じることもなく、新規就農者についても確保しやすい面積と思われます。事務局としましては、令和4年度についても現行の20 a で提案します。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「農地法第3条許可の下限面積(別段面積)について」は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第20回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。